

令和3年(2021年)9月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和3年9月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年9月7日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 副 参 事	中 野 律
環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜	農 林 水 産 課 長	岩 見 建 志
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	上ノ坊 健 二
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	森 岡 純 司
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	久 保 有 謙	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

6 番 原 隆 伸	7 番 奥 村 仁
-----------	-----------

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

開会前ですが、少しお時間をいただきたいと思います。

本年7月30日に開催されました三重県町村議会議長会第73回定期大会におきまして、町村議会議員満21年以上の在籍者として瀧本攻議長に対する表彰が行われました。本日、副議長より表彰状の伝達を行いたいと思いますので、前のほうによりよろしくお願いいたします。

樋口泰生副議長

表彰状、紀北町、瀧本攻様。

あなたは、議会議員として在籍せられること多年、この間、よくその職務を尽くし、地方自治発展に貢献されました。そのご功績は誠に大であります。今回は、そのご実績に深甚なる敬意を表し、ここに記念品を贈り、特別表彰いたします。

令和3年7月30日、三重県町村議会議長会会長、寺本清春。

以上です。どうぞ。

上野隆志議会事務局長

以上で表彰状の伝達式を終了します。

どうもありがとうございました。

瀧本攻議長

それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまから令和3年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会期の日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでご了承ください。

今期定例会においても、感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可、演台や傍聴席等の飛沫対策、休憩時の換気などを行いますのでご了承ください。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。なお、傍聴者におきましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

たします。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等の許可を許可します。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野隆志議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、会期日程、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年9月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、9月7日、火曜日、9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、9月8日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月9日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月10日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月11日、土曜日、休会。休日。

第6日、9月12日、日曜日、休会。休日。

第7日、9月13日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、9月14日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、9月15日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、9月16日、木曜日、休会。予備日。

第11日、9月17日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年9月紀北町議会定例会議事日程表（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第6 議案第55号	紀北町過疎地域持続的発展計画について
第7 議案第56号	紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に

伴う固定資産税の課税免除に関する条例

- 第8 議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第58号 紀北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例
- 第10 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第12 議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分について
- 第16 認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第2号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第3号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第4号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第21 報告第3号 令和2年度健全化判断比率の報告について
- 第22 報告第4号 令和2年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第23 請願案件

以上でございます。

瀧本攻議長

これより議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 原 隆伸君

7番 奥村 仁君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月7日から9月17日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月7日から9月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月30日、議会運営委員会が開催され、9月の定例会に関する運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、本定例会に提出され受理した案件は、人事案件1件、一般議案10件、認定案件5件、

報告案件2件の合計18件となっております。

このほか請願案件4件を受理しております。所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

また、三重県町村議会議長会からの意見書提出の依頼については、総務産業常任委員会のほうで取り扱いの協議をお願いいたします。

なお、陳情1件と要望2件については町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申し合せにより、決算特別委員会を設置して審査することになっております。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員を定数は6名として、構成については各常任委員会から3名ずつとなっております。

なお、議案については、本日の本会議において、追加議案として提出したいと思っておりますので、各常任委員会において、休憩中にそれぞれの委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

また、議会運営委員会から、新型コロナウイルス感染対策の許可の申し入れがありましたところ、本定例会より新たに議場入場時の体温のチェックや傍聴席の飛沫対策などを実施しております。ご理解のほどお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。8月20日から8月27日まで提出期間内に9人の議員から通告が提出されております。日程については、14日火曜日5人、15日水曜日4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道会計の令和3年6月分と7月分については、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けておりますので、報告書は議員の控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長初め中場幹副町長、中井克佳教育長、松永剛監査委員、そのほか関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。また、宮地浩福祉保健課長が体調不良で本定例会中の会議を欠席するため、中野律福祉保健課副参事を代理として出席を許可することとします。

次に、会議における服装についてであります。9月30日まで、会議はクールビズで実施することにしております。ただし、本会議については、上着、ネクタイを着装することとし

ます。常任委員会や全員協議会においては、クールビズで実施します。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議はつけることとします。その他の委員会の義務づけはしないこととします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いただきました会期日程のとおり、8日、9日の2日間で常任委員会の開催の予定をしております。開催については委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告をさせていただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、宮地福祉保健課長が体調不良で欠席でございますので、中野律さん、ちょっと紹介させていただきます。皆さん、よろしくお願いいたします。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありますので、許可することといたします。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

新型コロナワクチン接種についてでございます。

町内の新型コロナワクチンの接種状況についてでございますが、16歳以上の方につきましては、9月2日現在で1回目の接種を終えられた方が町民全体の78.27%で、2回目まで完了されました方は67.30%でございます。この場をお借りいたしまして、ご協力をいただい

ております関係機関の皆様には感謝を申し上げます。

ワクチン接種の今後の予定であります、12歳から15歳までと妊婦と夫、またはパートナーでご希望された方々への集団接種につきましては、東長島公民館におきまして1回目を9月11日土曜日に、2回目を10月3日日曜日に行う予定であります。

なお、ご希望される方でまだワクチン接種がお済みでない方につきましては、9月下旬頃から個別接種の開始を予定しているところでございます。

全国的に猛威を振るっております新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に引き続き全力を尽くしてまいります。

また、町民の皆様におかれましては、新しい生活様式を実践していただき、感染防止に努めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上1件をご報告いたしまして、9月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

日程第5

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第5 諮問第1号につきましては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の長島969番地、服部峰穂氏が本年12月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成28年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として、行政関係に精通するとともに、優れた人格と高い識見を有し、地域社会に根ざした積極的な活動で職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

人事案件は以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで質疑を終了します。

瀧本攻議長

ここで、諮問案件に対して、議会としての答申の意見を取りまとめ、暫時休憩いたします。

(午前 9時 48分)

瀧本攻議長

これより休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 53分)

瀧本攻議長

これより討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については適任という意見を付して答申することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号は適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

日程第6～日程第20

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第6 議案第55号から日程第20 認定第5号までの15件について、提案理由並びに内容説明を求めるため一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第20までの15件について、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して議案の理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件についてご説明を申し上げます。

議案第55号 紀北町過疎地域持続的発展計画についてであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、新たに過疎地域の持続的発展に関する施策の計画を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めることから、本条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本条例を廃止する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 専決処分の承認を求めることについてであります。三重県知事が退職の申し出を行ったことにより、三重県知事選挙の執行に際し緊急に予算措置が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,790万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,198万9,000円とするものであります。

議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億987万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,186万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ20億2,730万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億202万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額を変更せず、歳入のみ繰越金を1,402万9,000円増額することから、繰入金と同額減額する組替え補正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算認定について、この5件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の令和2年度の決算であります。認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を付すものであります。

以上、10件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第55号についての内容説明を求めます。

玉本真也企画課長。

玉本真也企画課長

それでは、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第55号 紀北町過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定に基づき、別冊のとおり紀北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、新たに過疎地域の持続的発展に関する施策の計画を定めることについて、議会の議決が必要なためであります。

計画書は、こちらの別冊紀北町過疎地域持続的発展計画案となります。

計画書をご覧ください。

開いていただき、目次に始まりまして、1ページからが計画の内容となります。

内容につきましては、さきの議会全員協議会でのご説明のとおりであり、法におきまして、計画への記述が必要とされている全ての項目・課題を網羅し、項目・課題ごとに現況と問題点、その対策、事業内容の計画、公共施設等総合管理計画との整合という順で構成をしており、法で定められた三重県との協議におきまして、計画内容は法との整合が図られていると確認がされ、了承されているものです。

計画期間につきましては、9ページのほうにございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5か年でございます。

4月1日施行の特別措置法が目的とする地域の自立促進、地域格差の是正などを図るため、計画期間中は、本計画をもとに実施施策を考察した上で議会に予算提案をしていくことで事業化を目指し、町の課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第56号から議案第58号についての内容説明を求めます。

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第56号についてご説明させていただきます。

議案書4ページ、ご覧ください。

議案第56号 紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資

産税の課税免除に関する条例

紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めることから、本条例を制定する必要が生じたためでございます。

当町は過疎地域に指定されておりまして、過疎地域自立促進特別措置法の適用による紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の課税免除の制度を定めております。過疎地域自立促進特別措置法が失効しまして、新しい法律として、今回、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布、施行されたことによりまして、この法律での適用を受けるために、新たな条例の整備が必要となったためでございます。

それでは、条文の説明をいたします。

5ページをご覧ください。

紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

第1条 趣旨でございます。

これは、固定資産税免除の適用要件の内容が書かれてございます。

今回より適用要件の中に市町村計画策定要件が追加されていて、内容につきましては、紀北町過疎地域持続的発展計画（案）に記載された産業振興促進事項に記載されている区域と業種であることというのが追加要件の内容でございます。

区域が紀北町全域、業種が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等でございます。この要件による設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除ができるものでございます。

次に、取得価額要件につきましては、これまで一律2,700万円以上の取得価額となっておりますが、改正によりまして、資本金の規模に応じて500万円以上まで引き下げられています。

資本金に応じて、製造業と旅館業は資本金額が5,000万円以下の場合、5,000万円以上1億

円以下の場合、1億円超に区分されておりまして、新設または増設した設備の取得価額がそれぞれ500万円以上、1,000万円以上、2,000万円以上となります。

農林水産物等販売業と情報サービス業は資本金の要件がなく、新設または増設した設備の取得価額が500万円以上となります。

取得等につきましては、対象となる設備投資が新設、増設のみでしたが、改正によりまして取得または制作もしくは建設となり、建物等については増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むとなりました。

ただし、資本金額の額が5,000万円超の法人につきましては、これまでどおりの新設、増設のみでございます。

次に、第2条 課税免除の範囲でございます。

令和3年4月1日以降に取得された固定資産で土地、家屋、償却資産でございます。

土地については、その取得日の翌日から起算して1年以内に課税対象となる建物の建設着手があったもので、第2項については、固定資産税の減免期間でございます。固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3か年度で対象となる固定資産税全額免除されることでございます。

次に、第3条 課税免除の申請でございます。

課税免除申請につきましては、規則で定めた様式により町長に申請をしなければならないものでございます。

次に、第4条 課税免除の取消しについてでございます。

申請内容に虚偽、その他不正行為により免除を受けた者については、免除の全部または一部を取り消すものとするものでございます。

次に、第5条 委任でございます。

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものでございます。

ページめくってもらって、6ページ、附則でございます。

施行期日については、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとし、この条例の失効でございますが、令和6年3月31日限り、その効力を失うものでございます。

失効に伴う経過措置といたしましては、失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、同項に規定する日以後も効力を有するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

紀北町固定資産評価審査委員会条例。

瀧本攻議長

課長、水飲んだらどうですか。

直江仁税務課長

はい、すみません。ごめんなさい。すみません。

瀧本攻議長

こぼさんように。はい、どうぞ、これ。

直江仁税務課長

すみません。

すみませんでした。ちょっとまだ声が変わりますけれども。ごめんなさい。

議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

紀北町固定資産評価審査委員会条例（平成17年紀北町条例第74号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された行政機関として、固定資産評価審査委員会がでございます。固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、納税者はこの委員会に審査を申し出ることができ、審査、審理を行います。その際に提出する書面等に申出人や関係人が押印しなければなりません。提案理由により押印を不用する内容でございます。

ページをめくっていただき、9ページ、紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対象表で説明させていただきます。

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰り上げ、字句訂正等で、改正内容に影響のないものについては、説明を省略させていただく場合がございますので、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新旧対照表の上段の第4条 審査申出の事項で、第4条の条文が略となっておりますが、内容としましては、「審査の申出は、審査申出書の正副2通を委員会に提出しなければならな

い。」とあり、第4項が「審査申出書には審査申出人が押印しなければならない。」とあります。今回、この第4項を削除し、項ずれでございます。

次に、中段第8条 口頭審理の事項で、これも条文が略となっておりますが、内容としましては、「口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。」とあり、第5項につきましては、字句の訂正でございます。「前項の口述書には、」とありますが、前項が「口頭審理を行った際に、委員会は、内容に食い違いがあるときに判断するため関係者に求めることができ、関係者は口頭に代えて口述書を提出することができる」となっております。改正によりまして、口述書の押印が不要となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

直江仁税務課長

続きまして、議案第58号についてご説明させていただきます。

議案書10ページをご覧ください。

議案第58号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例
紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本条例を廃止する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、提案理由に付け加えまして、これまでの過疎対策法から新たな過疎対策法になったことにより、さきに説明した提案理由のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

ここで休憩に入ります。10時35分まで休憩といたします。

(午前 10時 17分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午前 10時 35分)

瀧本攻議長

議事日程に誤りがありましたので、議会事務局長から訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

どうも申し訳ございませんでした。議事日程の日程の第9 議案第58号の紀北町過疎地域における固定資産の特例措置の関する条例の特例という部分を特別と誤って表記してしまいました。どうも申し訳ございませんでした。

以上でございます。

瀧本攻議長

特別を特例に直してください。配付しましたので。

よろしいですか。

それでは、次に、議案第59号及び議案第60号についての内容の説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第59号の内容説明をさせていただきます。

議案書の12ページをご覧ください。

議案第59号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

続いて、13ページをご覧ください。

専決第3号 専決処分書

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月11日

紀北町長 尾上壽一

それでは、令和3年8月11日に専決処分しました予算書の1ページをご覧ください。こちら的一般会計補正予算の第5号をご覧ください。

令和3年度 紀北町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,790万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,198万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正につきましては、8月5日に三重県知事が退職の申し出を行ったことに伴い、8月26日告示、9月12日投・開票の三重県知事選挙の執行に必要な所要額を計上したものでありますが、退職の申し出から告示までの期間が短く、選挙事務に早急な対応が必要であったため、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第3項・委託金、第1目・総務費委託金は、1,790万1,000円を増額するもので、知事選挙に係る執行委託金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第2款・総務費、第4項・選挙費、第9目・知事選挙費は、1,790万1,000円を新たに増額するもので、知事選挙の執行に要する所要の経費であります。

続きまして、8ページをご覧ください。

給与費明細書であります。1の特別職につきましては、今回の選挙執行に係る投・開票管理者や投・開票立会人等の報酬217万5,000円の増額で、補正後のその他の特別職の報酬は4,118万円となり、補正後の特別職の総額としましては1億4,258万9,000円となります。

2の一般職につきましては、職員分から説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

選挙執行に係る時間外勤務手当498万3,000円及び管理職特別勤務手当108万円、合わせて606万3,000円の増額により、補正後の一般職の総額としましては12億4,742万2,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、11ページをご覧ください。

選挙執行に係る報酬250万円の増額により、補正後の総額は5億364万円となります。

戻りますが、9ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は856万3,000円を増額し、17億5,106万2,000円となります。

以上で、令和3年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

水谷法夫財政課長

引き続きまして、議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

それでは、説明させていただきます。

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億987万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,186万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正であります。緊急自然災害防止対策事業2,850万円の追加と、過疎

対策事業を3,200万円増額し、4億8,590万円に変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第2目・衛生費負担金291万2,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、歳出の節の組替えによる対象事業費の減額等によるものでございます。

第2項・国庫補助金、第3目・衛生費補助金1,088万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、ワクチン接種の経費の増額によるものでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1億9,831万5,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

8ページをご覧ください。

第19款・第1項・第1目ともに繰越金5億3,811万9,000円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、令和2年度決算に基づく前年度繰越金5億4,811万9,000円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

第20款・諸収入、第5項・第6目ともに雑入160万円の増額は、町外の方の新型コロナウイルス接種費を新たに計上するものでございます。

第21款・第1項ともに町債、第4目・農林水産業債6,050万円の増額は、県単排水施設整備事業債2,850万円と海野浦漁港口門整備事業債3,200万円を新たに計上するものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は110万9,000円を増額するものでありますが、総合住民情報システム運営事業で、デジタル手続法の施行に伴うシステム改修委託費を新たに計上するものでございます。

第5目・財産管理費は3億3,392万6,000円を増額するものでありますが、基金管理事業で繰越金の2分の1を財政調整基金に、町民センター移転補償金の繰越金を庁舎等改築及び改修基金に積み立てるための積立金などでございます。

10ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は857万3,000円を増額するものがありますが、予防接種事業で、新型コロナウイルスワクチン接種経費の節の組替えと抗体検査委託費などがございます。

第3目・環境衛生費は11万7,000円を増額するものでありますが、上里地区の墓地整備助成金を新たに計上するものがございます。

11ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第5目・農地費は2,850万円を増額するものがありますが、農地防災事業で、出垣内排水機場を改修する県単排水処理施設整備事業負担金を新たに計上するものがございます。

12ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第3目・漁港管理費は3,201万円を増額するものでありますが、漁港管理事業で海野地区の宮前川口門工事費を計上するものがございます。

13ページをご覧ください。

第6款・第1項ともに商工費、第2目・商工業振興費は233万2,000円を増額するものがありますが、道の駅マンボウ管理事業で、閉鎖した志摩マリンランドのマンボウのモニュメントを移設するための工事費を新たに計上するものがございます。

第3目・観光費は398万4,000円を増額するものでありますが、観光推進事業で銚子川駐車場業務に係る時間外勤務手当などを新たに計上するものがございます。

14ページをご覧ください。

第8款・第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は140万2,000円を減額するものがありますが、前年度歳計余剰金や新型コロナウイルスワクチン接種業務の時間外勤務手当の計上などによる負担金の減額でございます。

第4目・水防費は20万円を増額するものでありますが、汐ノ津呂排水機場の修繕費でございます。

第5目・災害対策費は52万8,000円を増額するものでありますが、災害対策基本法の改正に伴う防災アプリの防災情報のシステム改修委託費でございます。

15ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、16ページの合計額をご覧ください。

前年度末現在高は131億617万円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分6,050万円の増額により12億3,280万円となり、当該年度中の元金償還見込額13億4,100万4,000円

を差引きしますと、当該年度末現在高見込額は129億9,796万6,000円となる見込みでございます。

17ページからは給与費明細書でございます。

2の一般職につきましては、職員分から説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種及び銚子川駐車場業務に係る時間外勤務手当940万8,000円及び管理職特別勤務手当257万6,000円を合わせ1,198万4,000円の増額により、補正後の一般職の総額としましては、12億5,940万6,000円となります。

次に会計年度任用職員分でございますが、20ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務の多くを職員で対応したことによる時間外勤務報酬の減額及び任用期間の3か月延長により、報酬576万7,000円の減額、期末手当36万1,000円の増額により、補正後の総額は4億9,836万1,000円となります。

戻りますが、18ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計額は670万5,000円を増額し、17億5,776万7,000円となります。

以上で、議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第61号及び議案第62号についての内容の説明を求めます。

上村毅住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,730万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項・第1目ともに積立基金繰入金234万6,000円の減額は、繰越金の精算により財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

第6款・第1項・第1目ともに繰越金5,586万6,000円の増額は、前年度事業の精算による剰余金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費57万8,000円の増額は、法改正に伴う高額療養費申請の簡素化に伴うシステム改修費でございます。

8ページをお願いいたします。

第6款・第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金3,009万5,000円の増額は、繰越金の精算により積み立てるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第8款・諸支出金・第2項・国県支出金返納金・第2目・県支出金返納金2,284万7,000円の増額は、前年度の特健康診査、保健指導負担金や保険給付費等交付金の精算に伴う返還金でございます。

以上で、議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

上村毅住民課長

続きまして、議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億202万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第5款・第1項・第1目ともに繰越金295万5,000円の増額は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第2款・第1項・第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金295万5,000円の増額は、広域連合納付金のうち、保険料負担金の増額でございます。

以上で、議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第63号についての内容の説明を求めます。

中野律福祉保健課副参事。

中野律福祉保健課副参事

それでは、議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算総額の増減はございませんが、歳入予算の組替えを行うものでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきご説明させていただきます。

それでは、歳入予算についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,402万9,000円を減額し、1,505万1,000円とするものでございます。

続きまして、第6款・第1項・第1目ともに繰越金は、1,402万9,000円を増額し、1,403万円とするもので、令和2年度決算による歳計剰余金でございます。

この歳計剰余をもとに、第5款・繰入金と第6款・繰越金の歳入予算の組替えを行うものでございます。

以上で、議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第64号についての内容説明を求めます。

中村吉伸水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分についてご説明させていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり、未処分利益剰余金1億2,025万8,251円のうち70万円を減債積立金に積み立て、1,199万8,074円を建設改良積立金に積み立て、資本金に1,566万2,338円を組み入れたいので、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

15ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4. 令和2年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高1億2,025万8,251円のうち、議会の議決による処分数額といたしましては、2,836万412円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に70万円、建設改良積立金に1,199万8,074円を積み立て、資本金に1,566万2,338円を組み入れたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

続きまして、決算関係であります。まず最初に、認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員からの意見書等の説明並びに報告を求めます。

松永剛代表監査委員。

松永剛監査委員

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

令和2年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算

令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度紀北町土地開発基金運用状況調書

令和2年度紀北町育英基金運用状況調書

令和2年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

令和2年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

令和3年7月30日から令和3年8月20日

3 審査を実施した監査委員

私、松永剛、奥村仁議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められた。

以下、決算数値の詳細などにつきましてはご確認いただくこととしまして、最終ページ、25ページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などは適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は129億3,611万7,880円であり、前年度に比べ14億3,290万7,386円(12.46%)増額となっている。財源別に見ると、自主財源は33億1,965万4,746円で、前年度比7.62ポイントの増加、依存財源は96億1,646万3,134円で、前年度比14.23ポイントの増加となっている。

自主財源増加の主な要因としては、相賀橋架け替えに伴う町民センター移転補償金などにより、諸収入が前年度対比4億6,279万3,308円(314.79%)増加した。

また、平成29年度をピークに減少に転じていたふるさと納税の受入金額は、前年度9,070万5,000円から1,075万2,000円増加し、1億145万7,000円に、件数も前年度5,174件から1,499件増加し、6,673件となっている。ポータルサイトなどインターネットの活用による寄附者の利便性の向上を図り、魅力ある返礼品の選定によるものと思われる。引き続き、紀北町の魅力を発信していけるよう取り組まれない。

一方、主たる自主財源の町税では、2,051万5,102円(1.4%)の減額となった。また、収納率も前年度から0.06ポイント減少し、95.55%となっている。

使用料及び手数料においては、前年度比4,877万1,231円の減少となっており、コロナ禍における観光施設や健康増進施設の休館などが大きく影響している。新型コロナウイルス感染症は、対策の徹底とワクチン接種が進むことにより早期の終息を願うところであるが、将来

において、紀北町における少子高齢化による就労人口の減少が続いていくことが予想されることから、引き続き収納率の向上とふるさと納税の促進などにより自主財源の確保に努められたい。

一般会計の歳出決算額は123億752万2,643円で、前年度より11億9,753万7,266円（10.78%）増額となった。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金事業を始め、生活応援商品券事業など新型コロナウイルス対策事業が主な内容となっている。そのほか三浦漁港・矢口漁港海岸保全施設整備事業や防災行政無線デジタル化事業など、紀北町第2次総合計画前期基本計画に基づく事業は着実に整備されており、今後も計画の目標達成に向けて取り組んでいただきたい。

また、全国的に豪雨災害が発生し、被害が拡大している。当地域としては平成16年度に豪雨災害を経験し、対策を行ってきたところであるが、町民の命と財産を守るため、再度点検し備えていただきたい。

さらに、新型コロナウイルス感染症は終息の目途が立たず、観光業や養殖業など町の産業も大きな打撃を受け、経済回復の見通しも非常に不透明である。今後、アフターコロナを見据えた地域づくりの中で、今ある資源を最大限に生かし、国や県としっかり歩調を合わせ、きめ細かな支援策を講じることにより、一日でも早く町内に活気が戻ってくるよう町政を推進していただくことを切にお願いしたい。

続きまして、令和2年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和2年度紀北町水道事業会計決算

2 審査の期間

令和3年6月28日から令和3年8月20日

3 審査を実施した監査委員

私、松永剛、奥村仁議員でございます。

4 審査の方法

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合などを実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成されており、会計帳簿及び証拠書類と照合点検したところ、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細などにつきましてはご確認いただくこととしまして、最終ページ、3ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも、業務活動の業績はおおむね良好であると考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策により水道基本料金を全額免除する支援は、住民生活及び経済活動を支える上で非常に意義のあるものであったと思われるが、営業収益が大幅に減少したことにより、一般会計からの補助金の繰入れによる補てんもあり、当年度純利益は、前年度と比較して増加している。

コロナ禍においては、緊急事態宣言などの発令による外出自粛などに伴い、家庭で過ごす時間が増えることで水道需要が高まり、前年度決算と比較して年間総配水量は上昇しているものの、年間有収水量が引き続いて減少していることから、結果的に年間有収水量率が低下している。主な原因として老朽管による漏水の発生が考えられるが、計画的な配水管の布設替え工事の継続と漏水箇所の特定などにより、有収水量減少の原因究明と早期の対策を実施されたい。

そのような中、現年収納率は99.15%で、昨年度より0.18ポイント減少したものの、引き続き高い水準を維持している。今後も納付の利便性を維持し、過年度分も含め収納率の確保に努められたい。

紀北町では給水人口及び給水収益ともに減少傾向となっているが、水道事業は、住民生活を初めあらゆる分野における極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

ここで、11時30分まで休憩といたします。

(午前 11時 17分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、これより議会を再開いたします。

(午前 11時 30分)

瀧本攻議長

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細の説明を求めます。

脇俊明会計管理者。

脇俊明会計管理者

それでは、令和2年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、決算書における、各会計の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の款の金額、項以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元の決算説明資料を併せてご参照をお願いいたします。

それでは、一般会計・歳入から説明させていただきますので、決算書13ページをお願いいたします。

第1款・町税でございます。町税全体の収入済額は14億4,065万7,253円、調定額は15億782万1,396円で、徴収率は95.55%、前年度が95.61%で0.06%の減となり、このうち現年度分の徴収率は98.08%、滞納繰越分の徴収率は35.99%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は1億1,231万7,000円。

第3款・利子割交付金の収入済額は159万2,000円。

第4款・配当割交付金の収入済額は738万9,000円。

15ページをお願いいたします。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は797万6,000円。

第6款・地方消費税交付金の収入済額は3億4,924万2,000円。

第7款・環境性能割交付金の収入済額は784万8,441円。

第8款・地方特例交付金の収入済額は1,140万4,000円。

第9款・地方交付税の収入済額は42億7,031万8,000円。

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は104万円。

第11款・分担金及び負担金の収入済額は3,352万8,478円で、主な収入は、第2項・負担金の私立保育所等保育料負担金等でございます。

17ページをお願いいたします。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は1億5,484万8,245円で、主な収入は、第1項・使用料では森林公園オートキャンプ場施設使用料、町営住宅使用料、健康増進施設使用料等、第2項・手数料は戸籍住民手数料等でございます。

19ページをお願いいたします。

第13款・国庫支出金の収入済額は27億9,660万8,702円で、主な収入は、第1項・国庫負担金は子どものための教育・保育給付費国庫負担金等でございます。

第2項・国庫補助金では、特別定額給付金給付事業費補助金、臨時特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、海岸保全施設整備事業費補助金、社会資本整備総合交付金、公立学校情報機器整備費補助金等でございます。

21ページをお願いいたします。

第3項・委託金は国民年金事務委託金等でございます。

第14款・県支出金の収入済額は6億3,673万2,991円で、主な収入は、第1項・県負担金では障害者介護給付費負担金等、第2項・県補助金では心身障害者医療費補助金、浄化槽設置促進事業補助金、造林事業費補助金繰越分、林道災害復旧事業費補助金繰越分、電源立地地域対策交付金等でございます。

23ページをお願いいたします。

第3項・委託金では、個人県民税徴収取扱費委託金、長島港港湾施設管理委託金、□門管

理委託金等でございます。

25ページをお願いいたします。

第15款・財産収入の収入済額は2,786万9,437円で、主な収入は、第1項・財産運用収入の土地貸付収入等、第2項・財産売却収入の土地売却収入等でございます。

第16款・寄附金の収入済額は1億517万500円で、ふるさと寄附金等でございます。

第17款・繰入金の収入済額は5億5,454万6,895円で、27ページをお願いいたします、第1項の基金繰入金は財政調整基金等からの繰入金でございます。

第18款・繰越金の収入済額は3億9,322万5,117円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入の収入済額は6億980万8,821円で、主な収入は、第1項・延滞加算金及び過料では町民税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入は奨学金貸付金返還金等、第4項・受託事業収入は地域支援事業受託事業、分収造林受託事業収入等、29ページをお願いいたします。第5項・雑入は、町民センター移転補償金等でございます。

第20款・町債の収入済額は14億579万6,000円で、主な事業は、海岸保全施設整備事業、県営ため池等整備事業、橋梁改修事業、西町地区急傾斜地崩壊対策事業、大船川河川維持補修事業、小型動力ポンプ付積載車購入事業、避難誘導灯整備事業、同報系行政無線デジタル化事業、スクールバス整備事業、農林水産業施設災害復旧事業等に充当しております。

31ページをご覧ください。

第21款・法人事業税交付金の収入済額は819万9,000円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額133億5,360万2,885円、調定額130億5,892万8,013円、調定額に対する収入済額が129億3,611万7,880円となり、第1款・町税及び第11款・分担金及び負担金を合わせた不納欠損額は888万3,806円でございます。

また、第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款・諸収入を合わせた収入未済額が1億1,392万6,327円となりました。

続きまして、歳出でございます。

33ページをお願いいたします。

第1款・議会費の支出済額は9,832万1,812円で、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は32億5,825万7,650円で、第1項・総務管理費の主な支出は総合住民情報システム運営事業、CATV行政放送事業、庁舎・公用車・町有財産の維持管理費、ふるさと寄附金推進事業、総合支所の管理経費、交通安全対策推進事業、特別定額給付

金事業、住宅リフォーム支援事業等でございます。

41ページをお願いいたします。

第2項・徴税費は税務一般事務費、賦課徴収事務費、第3項・戸籍住民基本台帳費は戸籍電算管理事業等でございます。

第3項・戸籍住民基本台帳費の繰越明許費642万4,000円は、戸籍電算管理事業に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

43ページをお願いいたします。

第4項・選挙費は選挙管理委員会運営事業等、第5項・統計調査費は指定統計調査受託事業でございます。

第3款・民生費の支出済額は25億7,788万3,487円で、45ページをお願いいたします、第1項・社会福祉費の主な支出は、紀北広域連合運営事業、障害者介護・訓練等給付事業、国民年金事業、47ページをお願いいたします、第2項・老人福祉費の主な支出は、後期高齢者医療特別会計繰出金、老人ホーム管理運営事業等に要した経費でございます。

49ページをお願いいたします。

第3項・児童福祉費の主な支出は、子育て支援センター設置事業、児童保育事業、児童手当等支給事業、子ども医療費助成事業等でございます。

51ページをお願いいたします。

第4款・衛生費の支出済額は11億1,038万3,735円で、主な支出は、第1項・保健衛生費では、地域保健共通事業、予防接種事業、火葬場及び霊柩車管理運営事業等に要した経費でございます。

第1項・保健衛生費の繰越明許費616万9,000円は、新型コロナワクチン接種に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

53ページをお願いいたします。

第2項・清掃費の主な支出は、リサイクルセンター管理運営事業、し尿処理事業等に要した経費でございます。

55ページをお願いいたします。

第3項・上水道費は、企業債償還や水道基本料金減免等のための上水道事業繰出金でございます。

第5款・農林水産業費の支出済額は7億5,168万2,542円で、主な支出は、第1項・農業費では農業用施設管理事業、海岸環境整備事業等に要した経費でございます。

第1項・農業費の繰越明許費2,026万1,000円は、農業用施設管理事業、農地整備事業、一般土地改良事業に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

57ページをお願いいたします。

第2項・林業費の主な支出は、林政総合企画事業、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、林道・治山関係事業、町有林造成事業、造林事業等に要した経費でございます。

第2項・林業費の繰越明許費579万3,863円は、町有林造成事業に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

61ページをお願いいたします。

第3項・水産業費の主な支出は、水産業強化支援事業、海岸保全施設整備事業や漁港の管理等に要した経費でございます。

第3項・水産業費の繰越明許費1億8,630万2,000円は、海岸保全施設整備事業、漁港管理事業に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

63ページをお願いいたします。

第6款・商工費の支出済額は5億2,854万3,368円で、主な支出は、第1項・商工費では、きほく生活応援商品券事業、中小企業指導育成事業、森林公園オートキャンプ場管理運営事業等に要した経費でございます。

65ページをお願いいたします。

第7款・土木費の支出済額は4億7,280万7,623円で、主な支出は、第1項・土木管理費では道路台帳修正業務等、第2項・道路橋りょう費は、町道道路及び橋梁維持補修事業、町道道路改良事業等に要した経費でございます。

第2項・道路橋りょう費の繰越明許費503万円は、町道道路改良事業（舗装）に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

67ページをお願いいたします。

第3項・河川費の主な支出は、海岸環境清掃業務委託事業、河川改修及び維持補修事業、急傾斜地崩壊対策事業負担金等でございます。

第3項・河川費の繰越明許費1,337万750円は、急傾斜地崩壊対策事業負担金に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

69ページをお願いいたします。

第4項・港湾費の主な支出は、江ノ浦橋管理委託事業、港湾施設整備事業負担金等でございます。第4項・港湾費の繰越明許費310万5,700円は、港湾施設整備事業負担金に要する経

費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

第5項・都市計画費の主な支出は職員人件費等、71ページをお願いいたします、第6項・住宅費は町営住宅管理事業等に要した経費でございます。

第8款・消防費の支出済額は11億8,936万8,894円で、主な支出は、第1項・消防費では、三重紀北消防組合への負担金、消防団・消防団員活動事業、消防施設・機械器具整備事業、河川海岸水防対策事業、防災行政無線整備事業等に要した経費でございます。

73ページをお願いいたします。

第9款・教育費の支出済額は9億1,157万6,629円で、主な支出は、第1項・教育総務費ではスクールバス運行事業、新型コロナウイルス対策GIGAスクール構想事業、奨学金貸与事業等に要した経費でございます。

75ページをお願いいたします。

第2項・小学校費の主な支出は、小学校9校の管理運営費、小学校教育活動振興助成事業等でございます。

77ページをお願いいたします。

第3項・中学校費の主な支出は、中学校4校の管理運営費、中学校教育活動振興助成事業等でございます。

79ページをお願いいたします。

第4項・幼稚園費は、幼稚園の管理運営や修繕などに要した経費でございます。

第5項・社会教育費の主な支出は、集会施設等管理運営事業、公民館管理運営費、郷土資料館管理運営費、特別天然記念物カモシカ食害対策事業等に要した経費でございます。

第5項・社会教育費の繰越明許費9,751万7,100円は、社会教育施設整備事業及び社会教育施設長寿命化事業に要する経費を令和3年度へ繰り越すものでございます。

83ページをお願いいたします。

第6項・保健体育費の主な支出は、スポーツ交流推進事業、学校給食管理運営事業、健康増進施設管理事業等に要した経費でございます。

85ページをお願いいたします。

第10款・災害復旧費の支出済額は2,671万5,780円で、主な支出は、第2項・農林水産施設災害復旧費は国補及び町単林道災害復旧事業に要した経費、第3項・公共土木施設災害復旧費は国補及び町単町道道路災害復旧事業に要した経費でございます。

第11款・公債費の支出済額は13億8,198万1,123円で、地方債の元金と利子の償還金でござ

います。

87ページをお願いいたします。

第14款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額133億5,360万2,885円に対しまして支出済額が123億752万2,643円、繰越明許費繰越額が3億4,397万3,413円、その結果、差引不用額は7億210万6,829円となりました。

89ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額129億3,611万8,000円から歳出総額123億752万3,000円を差し引いた歳入歳出差引額は6億2,859万5,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源8,047万5,000円を差し引いた5億4,812万円を実質収支額として令和3年度へ繰り越すものでございます。

次に、財産に関する調書でございます。

前年度に比べ増減のあった箇所について説明させていただきます。

91ページをお願いいたします。

1. 公有財産の(1)土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、本庁舎57㎡の減は、県工事に伴う土地の売却によるものでございます。

公共用財産、学校6,192㎡の減は、ふなつ幼稚園用地取得による増及び海野小学校閉校による減でございます。

区分欄、その他の施設1万7,448㎡の増は、魚飛溪駐車場用地取得及び寄附採納による増、海野小学校閉校による増等でございます。

区分欄、その他23㎡の減は、国工事に伴う土地の売却によるものでございます。

次に、建物でございます。

建物の木造についての区分欄、公共用財産、学校35㎡の減は、海野小学校閉校による減、公営住宅、64㎡の減は町営住宅の解体による減、その他の施設、35㎡の増は、海野小学校閉校による増でございます。

建物の非木造の区分欄、公共用財産、学校2,252㎡の減は、海野小学校閉校による減、その他の施設、897㎡の増は、町民センター及び相賀本町倉庫解体による減、海野小学校閉校による増によるものでございます。

(2) の山林の面積、区分欄、所有 5 万 4,509㎡の増は、貸付林返還による増等、貸付林、5 万 6,400㎡の減は、貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量、所有 3,874㎡の増は成長による増、町有林の除伐等による減、分収林 2,059㎡の増は成長による増等によるものでございます。

(3) の物権の増減はございませんでした。

92ページをお願いいたします。

(4) の出資による権利の区分欄、海山物産株式会社の800万円の減は、会社清算に伴う出資金の返還金でございます。

(5) の出捐金の増減はございませんでした。

次に、2 の物品でございます。

区分欄、自家用乗合自動車（マイクロバス）1 台増は、西小学校用スクールバス購入によるものでございます。

93ページをお願いいたします。

3 の基金でございます。

区分、動産の有価証券1,000万円の増額は、地域振興基金の中から債券を購入したことによるものでございます。

預金（一般会計）では、財政調整基金4,935万円の減、減債基金 1 億 9,930 万 7,000 円の減、庁舎等改築及び改修基金 2 億 992 万 3,000 円の増、地域づくり事業基金 1,412 万 6,000 円の減、環境衛生施設整備基金 7 万 4,000 円の増、地域振興基金 210 万 9,000 円の減、ふるさと応援基金 3,403 万 4,000 円の増、みえ森と緑の県民税市町交付金基金 435 万 2,000 円の増、森林環境譲与税基金 3,239 万円の増、小計では 1,588 万 1,000 円の増となっております。

預金（特別会計）では、国民健康保険財政調整基金 1,173 万 1,000 円の増、指定介護老人福祉施設基金 2,727 万 3,000 円の減、小計では 1,554 万 2,000 円の減となり、基金全体では 1,033 万 9,000 円を増額いたしております。

脇俊明会計管理者

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。

認定第 2 号 令和 2 年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の100ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・国民健康保険料の収入済額は3億2,324万5,721円、調定額は4億714万6,775円で徴収率は79.39%、前年度が78.50%で0.89%の増となり、このうち現年度分の徴収率は97.34%、滞納繰越分の徴収率は14.84%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は3万6,376円で、保険料の督促手数料でございます。

第3款・県支出金の収入済額は15億2,818万4,980円で、保険給付費等交付金でございます。

第5款・繰入金の収入済額は1億6,411万896円で、一般会計などからの繰入金でございます。

102ページをお願いいたします。

第6款・繰越金の収入済額は5,765万8,308円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は456万2,708円で、延滞金等でございます。

104ページをお願いいたします。

第8款・国庫支出金の収入済額は474万3,000円で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等でございます。

以上、歳入合計では、予算現額22億3,700万6,000円に対する調定額は21億6,644万3,043円、調定額に対する収入済額が20億8,254万1,989円、不納欠損額が184万5,913円、収入未済額が8,205万5,141円となりました。

続きまして、歳出でございます。

106ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は4,216万846円で、主な支出は、第1項・総務管理費では三重県国民健康保険団体連合会負担金、第2項・徴収費は保険料の賦課徴収経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は14億4,089万6,593円で、主な支出は一般及び退職被保険者等の療養諸費などに要した経費でございます。

110ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金の支出済額は4億8,093万4,718円で、主な支出は一般・退職者被保険者医療給付費等でございます。

第5款・保険事業費の支出済額は2,153万8,605円で、特定健康診査等事業費等でございます。

第6款・基金積立金の支出済額は1,744万7,000円で、財政調整基金への積立金でございます。

112ページをお願いいたします。

第7款・公債費の支出はございませんでした。

第8款・諸支出金の支出済額1,369万8,010円は、保険給付費等交付金返還金等でございます。

第9款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額22億3,700万6,000円に対しまして支出済額が20億1,667万5,772円となり、その結果、差引不用額は2億2,033万228円となりました。

114ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額20億8,254万2,000円から歳出総額20億1,667万6,000円を差し引いた歳入歳出差引額は6,586万6,000円となり、これを令和3年度へ繰り越すものでございます。

脇俊明会計管理者

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。

認定第3号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書121ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の収入済額は1億6,580万8,141円、調定額は1億6,907万5,371円で、徴収率は98.07%、前年度が97.71%で0.36%の増となり、このうち現年度分の徴収率は98.25%、滞納繰越分の徴収率は44.21%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は80円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料でございます。

第4款・繰入金の収入済額は、4億2,199万5,953円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は364万8,744円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は35万8,006円で、延滞金等でございます。

以上、歳入合計は、予算現額6億560万1,000円に対する調定額は5億9,507万8,154円、調定額に対する収入済額が5億9,181万924円、不納欠損額が4万8,441円、収入未済額は321万8,789円となりました。

続きまして、歳出でございます。

123ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1,071万9,851円で、職員人件費や一般事務に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は5億7,781万7,949円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は31万8,980円で、主な支出は保険料還付金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額6億560万1,000円に対しまして支出済額が5億8,885万6,780円となり、その結果、差引不用額は1,674万4,220円となりました。

125ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億9,181万1,000円から歳出総額5億8,885万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は295万4,000円となり、これを令和3年度へ繰り越すものでございます。

脇俊明会計管理者

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

認定第4号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書132ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・サービス収入の収入済額は1億4,034万1,326円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費収入でございます。

第5款・繰入金の収入済額は2,727万3,000円で、指定介護老人福祉施設基金繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は1,013万6,990円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は151万9,419円で、主な収入は、第3項・利用料減免補助金で、紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金等でございます。

第8款・国庫支出金の収入済額は190万円で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

134ページをお願いいたします。

歳入合計は、予算現額1億7,738万2,000円、調定額は1億8,117万735円、調定額に対する収入済額は同額の1億8,117万735円、収入未済額は0円となりました。

続きまして、歳出でございます。

136ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1億6,531万3,591円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は182万6,999円で、居宅介護サービス事業に要した経費などでございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

138ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額1億7,738万2,000円に対しまして支出済額が1億6,714万590円となり、その結果、差引不用額は1,024万1,410円となりました。

140ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億8,117万1,000円から歳出総額1億6,714万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,403万円となり、これを令和3年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計3件の決算の概要につきましては以上でございます。よろしくご願ひ申し上げます。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

(午後 12時 05分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開します。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

次に、認定第5号についての詳細の説明を求めます。

中村吉伸水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書につきましてご説明させていただきます。

あわせて決算説明資料も配付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1. 令和2年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込み額での記載となっております。

(1) 収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益の決算額は4億1,157万5,688円で、予算額に対しまして166万9,312円の減となっております。

第1項・営業収益の決算額は2億9,370万7,590円で、主なものといたしましては、水道使用料等でございます。

次に、第2項・営業外収益の決算額は1億1,786万362円で、主なものといたしましては、一般会計からの補助金や長期前受金の戻入等でございます。

次に、第3項・特別利益の決算額は7,736円で、過年度水道使用料でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は3億8,800万9,831円で、不用額が678万1,169円となっております。

次に、第1項・営業費用の決算額は3億5,772万271円で、主なものといたしましては、職員の給与費、検針・集金、水質検査などの委託料、施設の動力費、減価償却費等でございます。

次に、第2項・営業外費用の決算額は3,016万3,161円で、主なものといたしましては、企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

次に、第3項・特別損失の決算額は12万6,399円で、貸倒引当金の繰入れによるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は1億5,921万3,202円で、予算額に対しまして150万798円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は300万円で、消火栓設置工事負担金1基50万円の6基分でございます。

第2項・補助金の決算額は6,511万3,202円で、主なものといたしましては、簡易水道事業債等の償還元金に係る一般会計からの補助金や建設改良事業に係る県補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は9,110万円で、上水道事業債の借入れとなっております。

支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は3億680万2,041円で、不用額につきましては、1,084万5,959円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は1億7,144万5,309円で、決算書の13ページに200万円以上の工事を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は1億3,535万6,732円で、内容につきましては、決算書の16ページ下段に企業債の概況及び23ページから28ページに企業債明細書を掲載しております。

なお、3ページ下段に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんといたしまして、不足額の1億4,758万8,839円を当年度分消費税資本的収支調整額1,035万6,239円と過年度分損益勘定留保資金134万8,478円、当年度分損益勘定留保資金1億2,022万1,784円、建設改良積立金1,566万2,338円で補てんした旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2. 令和2年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜き額での記載となっております。

それでは、2列目の収益、費用の合計額によりご説明させていただきます。

1. 営業収益の合計額は2億6,702万1,964円、2. 営業費用の合計額は3億5,105万9,073円、3. 営業外収益の合計額は1億1,786万510円、4. 営業外費用の合計額は2,100万5,961円で、これらを差引きした経常利益は、4列目に記載の額ですが、1,281万7,440円となりました。

5. 特別利益につきましては7,033円、6. 特別損失につきましては12万6,399円で、当年度純利益につきましては1,269万8,074円となりました。

前年度繰越利益剰余金が9,189万7,839円あり、その他未処分利益剰余金変動額が1,566万2,338円、これらを加えた当年度の未処分利益剰余金は1億2,025万8,251円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

3. 令和2年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜き額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が11億4,030万6,649円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、合計額が7ページの2列目でございますが、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は3,866万4,795円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、減債積立金は当年度の変動はなく、当年度末残高は4,503万7,902円となっております。

建設改良積立金の当年度変動額は1,566万2,338円を取り崩しており、当年度末残高は1億1,443万8,954円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は2,836万412円で、当年度末残高は1億2,025万8,251円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては2億7,973万5,107円で、当年度末資本の合計は14億5,870万6,551円となりました。

次に、6ページ下段の4. 令和2年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第64号、利益の処分案でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

5. 令和2年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜き額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、固定資産の合計額が36億8,112万105円、流動資産の合計額が2億7,208万8,633円で、資産の合計額は39億5,320万8,738円となっております。

9ページをお願いいたします。

負債の部では、固定負債の合計額が13億4,539万9,538円、流動負債の合計額が1億2,788万2,819円、繰延収益の合計額が10億2,121万9,785円で、負債の合計額は24億9,450万2,187円となっております。

資本の部につきましては、資本金が11億4,030万6,649円、剰余金の合計額が3億1,839万9,902円で、資本の合計額は14億5,870万6,551円となっており、負債と資本の合計額39億5,320万8,738円は資産の合計額と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を記載しております。

以上で令和2年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質問の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分にできますので、申し合せ事項にありますように、自分の所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮のほどをお願い申し上げます。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第6

瀧本攻議長

日程第6 議案第55号 紀北町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、議案第55号、提案理由で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴いと書いてありまして、まず、全協の説明では、過疎地域自立促進特別措置法が今年の3月で期限を迎えるのであるという説明がありました。その2つの促進法の違い、どういう特徴があるのか、お伺いします。

そして、もう一つ、この過疎計画については、昭和45年4月25日に過疎地域対策緊急措置法が施行されてスタートしたと聞いておりますけれども、今まで変わってきた経緯が分かれば説明をお願いしたいと思います。

瀧本攻議長

玉本真也企画課長。

玉本真也企画課長

まず、過疎地域自立促進特別措置法から今回の新法に変わった違いということなのですが、旧法では、法の目的が過疎地域の自立促進でございました。今回は過疎地域の持続的発展ということで、自立から発展へと、名称ではそういったものになっております。

また、法律の前文では、あまり法律ではない例なんですけど、この法律はどういった趣旨で動いていくという部分をしっかり前文で示したまま条文に入っていくということでございます。

ただ、大きな違いというものはあまりありませんが、過疎地域の要件の見直しであるとか、過疎対策の目標項目の追加というものが変わっております。

あと、法律の変遷のことを話されていましたが、措置法、常に期限を迎えるたびに延長のたびにいろいろ改正はされてきたんですが、今回と同様、法律の変遷というのは大方、過疎地域の要件の見直しであるとか目標項目の追加などはあったということでございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

この地域は過疎やなという実感はずっとしているんですけども、45年当時、全国の3,255の自治体の中で1,093の自治体はその対象になったということなんですけれども、紀北町は海山と紀伊長島の時代も違うと思うんですけども、いつ頃からこの過疎計画に関係し

ていったのかなというのと、そして、これを頂いた中で、違うところというのを全協の資料の中では、移住・定住、地域間交流の促進、人材とか、12ページの、そして再生可能エネルギーの利用の推進、そして3つ目にその他の地域の持続的発展に関し必要な事業が繋がったという説明があったと思うんですけれども、それでよろしいのかどうか、お伺いいたします。

瀧本攻議長

玉本真也企画課長。

玉本真也企画課長

まず、過疎地域が、当地域が公示指定されたのは平成12年からでありますので、そこ以降が紀北町の過疎地域としての位置づけといたしますか、在り方に加わったということでございます。

あと、過疎地域なんですけど、お待ちください。今回の法律により、前回の地域では817団体であったものが820団体になったということで、少し増えた格好になっております。

あと、項目のご質問がございました。項目につきましては、計画の変更点ということになりまして、まず、産業振興の促進事項が加わったということで、そのあたりを課税免除するというので、先ほど税務課長が説明をしておりましたが、当地域で情報等の技術サービス業については課税免除をするという場所を入れたというのと、あと、地域における情報化ということが加わっておりますので、紀北町地域情報化計画をうちは策定しておりますので、それらの整合を図ったという部分と、あと再生可能エネルギーの利用促進というものがございました。これは新しい項目でありますので、現在のところ、立木の燃料等との位置づけしかございませんが、今後発展させていくということで計画をしているものでございます。

あと、持続発展、法律自体が持続的発展という部分、これに関しまして、これは持続可能な社会の形成ということがございますので、ゼロカーボンシティの事業の推進と、そういったものを加えてございます。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

今、説明していただいたんですけれども、再生エネルギーのところでは、バイオマスを書いておられるんですけれども、今、この計画はそのとおりだと思うんですけれども、現実と

してはなかなか、今、この地方に余分なあれがあるのかなという思いもありますが、計画に入れなくてはならないので、一応こういう目標で頑張ると、ゼロシティにしても、そういう位置づけでよろしいのでしょうか、最後は。

そして、もう一点、少しだけ小さいことなんですけれども、11ページのところで、新型コロナウイルス感染症の拡大による多様な働き方というところで、コワーキングスペースの整備に努めるというところもあるんですけれども、その中の計画の中に、それは12ページですね、移住や二地域居住などを促進する拠点設備等の整備と書いてあるんですけれども、どういうことをイメージすればいいのか、お伺いしますのと、その上のほうのさっきの農業のところなんですけれども、上から6行目のところ、農業の後継者育成のために新3K産業、格好よくて・感動があり・稼げると書いてあるんですけれども、農業というと地味なというイメージがあるんですけれども、私、3Kというのはよく分かるんですけれども、この新3Kというのは、このようにもう決まった、こういうものなのか、初めて新3Kというのに接したので、格好よくて・感動があり・稼げるというところ、このような言葉があるのかどうか。そして、なかなか難しいなという思いもあるんですけれども、これをやらないと農業の後継者が育たないんだなという思いもありますが、そのところはどのような感覚で書かれたのか、お伺いします。

瀧本攻議長

玉本真也企画課長。

玉本真也企画課長

まず、再生可能エネルギーのバイオマスで、内容が少なかったのをこれを入れなくてはならないのかということなんです、これは、まず全項目を網羅し、今後新たな事業が加わっても小規模な体制で計画を継続していけるというふうに工夫をしたものでございますので、今後、何らかの事業が加われば、ここを変えていくという格好になろうかと思っておりますので、そういった理解をお願いいたします。

あと、新3K産業の話なんです、これは、今まで肉体労働であるとか、土をいじるということによってイメージが悪かったものについて、格好よくて感動があって稼げるというもので、多くの若者にも着目していただくということで、フラッグシップのような格好で始めた事業と聞いてございます。そういったことでございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

まだ答弁していないのか。

玉本真也企画課長。

玉本真也企画課長

移住関係の事業、こういったイメージかということなんですが、これ、新型コロナ関係で、多くのオンラインで仕事を行うであるとか、職場に行かずとも仕事ができるという体制を整えるということは、現在、国のほうで推奨されております。これは、現在のところ、こういったことをやりたいということは決まっておりますが、もし過疎計画、過疎債を使って、補助金を使ってということを利用した場合には、いつでも取り組めるようにということで、今回これを表示させていただいております。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される。

田島明良君。

2番 田島明良議員

ページ数から言うと66から67のゼロカーボンシティ事業の推進ということをおうたっております。当町は、ゼロカーボンシティ宣言をしています。それで、多気町ほか6町で調印をされておると思います。

そんな中、この9月1日に三重広域連携スーパーシティ推進協議会という会議がございました。どういうわけか紀北町の尾上町長だけが欠席されておることが新聞に載っております。

要するに、こういうことを進めますと言う割には、6町が共同して前へ進むということをおうたっておきながら、こういう欠席するというのは一体どういうものなのか。ちょっと町長の政治姿勢をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

基本的には、これは過疎地域の計画なんで、そういう我々の行政的な活動についてあまり質疑としてなじまないと私は思うんですが、お答えはさせていただきます。

民間と6町が入っております。そういう中で、スケジュールが民間ベースでぼんぼん決まっていく、調整なしの中で決まってくるものですから、例えば、事前に入っていた場合、欠席することもございます。そういうことで、前、協定のとくも、私が出られなくて副町長に

出ていただいたんですが、そういうふうに6町がやっぱり調整しながらというのは、私だけじゃなしにほかの首長も出られない部分もございまして、そういうペースがちょっと民間的で、調整しないでどんどん来るんですよ。我々も、そこはしっかり調整した上で会議をしてください、協定なんかを結ぶ日は決めてくださいと。VISIONの開会のときは出させていただきました。今度も9月の末のほうには会議がありますけれども、それには出させていただきますけれども、どうしても行政執行上のスケジュールの関係でございまして。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

町長お忙しかったら、副町長なり担当課長なり出ていただくのが筋ではないでしょうか。他の町に対して変な印象を取られると思います。そのご答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あまり質疑になじまないと思うんですけども、お答えさせていただきます。

これは調整した挙げ句で、相手側の理解も得た上で、欠席なり、副町長なり、担当課長なりとそういう調整をさせていただいております。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

瀧本攻議長

次に、日程第7 議案第56号 紀北町過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の適

用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第56号につきましては、課長から大変詳しく説明していただきました。

その中で、ちょっとお伺いしたいのがあるんですけども、製造業の減免されるのが今回、一律2,700万円だったのが、資本金の規模に応じて500万円以上まで引き下げられたという利点があるんですけども、その中で、区分のところで、資本金が5,000万円とか1億円とかそういうお話もありました。この地方ではなかなかこういう企業はないかなと思うんですけども、他の町に本社があつて、紀北町に支店とか支所とかそういう場を設けて、取得金額が500万円とか1,000万円、2,000万円であればこの対象に、本社が外でも、なると理解していいのかなどうか、お伺いします。

瀧本攻議長

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

議員の質問に答えさせていただきます。

ちょっと今の町外に本店とかがあつて、支店でという内容なんですけれども、ちょっと大変申し訳ないんですけども、ちょっとその部分は今回、まだちょっと私のほう、ちょっと調べていませんので、一般的に町内というようなことで考えておりますけれども、ちょっとそこは今調べていないので、確かなことは言えないので、ちょっと申し訳ないです。よろしいですか。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

よく調べていただきたいと。また後日、お答えいただきたいと思います。

そして、あと、なかなか課長の説明でも店というんじゃなくて、社というお話がありましたので、この地域の社ですね、それをやるとなかなか難しいのかなという思いもあります。

今度、法律が変わって、それによって免除も変わるんですけども、前の自立促進法のとときに一律2,700万円以上取得された方で要件を、これ、満たされた方があったのかなどうかと

いうのと、もし減免された場合、国から後から補てんがあるのかどうか、お伺いします。

瀧本攻議長

財政措置があるかどうかです。

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

先ほどのご質問、質疑なんですけれども、さっきちょっと実績は平成18年から平成24年まで、過疎による適用、全部で3社の12件ございました。それ以降、24年度以降はございませんでした。

それと、あと減収補てんの関係ですけれども、減収補てんはありまして、全額ではないんですけれども、一応、市町村にあっては、100分の75、75%ですかね、後でこれは交付税で返ってくるのかな、はい、ということでございます。

以上です。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

瀧本攻議長

次に、日程第8 議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで質疑を終わります。

日程第9

瀧本攻議長

次に、日程第9 議案第58号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第59号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

第59号で、ページなんですけれども、知事選に関する費用ということですが、最後のところに、備品購入費が105万3,000円あるんですけれども、選挙費用として県から頂く場合、備品購入費というのは、枠とかそういう決まりがあるのかどうか。緊急だったけれども、いくらぐらいまではできるとか、そういうものであるのかどうかと、あと、どういうものをお買上げになったのか、お伺いします。

瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

上野和彦総務課長

まず、備品についてというか、選挙費用につきましては、国のほうで定めた一定の基準に基づいて計算された金額で決定されてまいります。現在、平成元年の参議院選挙時に提示された基準に基づいて計算されているということです。

それについて、備品については、その備品についての限度額とかという設定はない、その中での対応ということになると思いますけれども、備品購入につきましては、計数機、選挙の投票用紙を数える投票用の計数機を2台購入する予定としております。こちらにつきましては、当町で現在11台の計数機を持っておりますけれども、5台が老朽化が進んでおりますので、順次更新を考えております。今回、知事選で恐らく認めてもらえるであろう金額、台数として2台、こちらのほうを計上させていただいております。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

計数機ということですが、2台ですと何か1つ50万円もかかるんですか。ほかにもあるのではないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

上野和彦総務課長

主なものとしてはその計数機でございます。そのほかに、コロナ対策の飛沫ブロッカーとか、あるいは投票所の机、椅子等が不足しているところ、志子の関係で、志子保育所が閉鎖になりまして、旧志子小学校で選挙のほうを行うということで、新たな投票所をつくるということで、そちらのほうで使う椅子、机等も必要となりましたので、あと、投票所でのパーテーションとか、選挙に必要な備品類を合わせて計上させていただいております。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方は。

田島明良君。

2番 田島明良議員

今回の選挙は知事選挙、この後に町長選挙、衆議院選挙と3つございます。

そこで、投票所なんですけれども、従来と変わらない場所なのか、お伺いします。

瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

上野和彦総務課長

今回の知事選挙におきましては、海山の老人福祉センターが使えませんが、町民センターですね、すみません、町民センターが使えないということで、老人福祉センターを投票所としましては期日前投票所は町民センターから支所の厚生室に移して、それから、老人福祉センターにつきましては、当日同じ支所のほうで投票していただくような形に現在考えております。

それから、あと、今回、志子の紀伊長島のほうで志子の投票所が保育所から旧志子小学校のほうへ移る形になっております。

それと、町長選挙におきましては、海山公民館に変更する予定となっております。

知事選挙につきましては、老人福祉センターを海山の総合支所に移しますが、町長選挙につきましては、老人福祉センターから海山公民館に変更する予定となっております。

以上です。

瀧本攻議長

知事選のことについて質問したってください。衆議院のことになったら、また ね。

田島明良議員。

2番 田島明良議員

投票所にお年寄りや投票に行くときに、バリアフリーになっていないところも結構あるものですから、そこら辺の対処。それで、また、土足のまま上がれるような処置なんかもしていただいておりますでしょうか。お尋ねします。

瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

上野和彦総務課長

バリアフリーにつきましては、できるだけ段差のあるところにつきましてはスロープを設けるなどして、ほとんどの投票所ではそういう段差をなくすような対処を、スロープ設置等によって段差をなくす対応をしております。

それから、土足等での投票所への出入りなんですけど、全ての投票所について土足でという

ことで対応を行う予定としておったんですが、地元からの強い要望等もございまして、土足を禁止している、シートを敷いた上でもちょっと土足はご遠慮いただきたいという投票所もございまして、そこは一律に対応はしておりません。

以上です。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

東清剛君。

14番 東清剛議員

今の関連ですけれども、基本的に言ったら、我々、ずっと認識は全部土足で可能やったんですけれども、そういうところというのは、ちょっと特殊な例ですけれども、示すわけにはいきませんか。

瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

上野和彦総務課長

集会所の中では、畳の上に投票所を設置して、そこへ至るまで玄関から相当な距離を歩くところもございまして、そういうところでは土足を遠慮していただきたいというところもございまして。

以上です。

瀧本攻議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

歳入歳出を一括して質疑を行います。

総務産業、教育民生あるので、所管のことは所管で。

質疑される方はございませんか。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

2点お伺いします、福祉保健課の件で。

まず、ページ数なんですけれども、歳入のほうの8ページ、新型コロナワクチン接種費（住所地外接種）ということで160万円、雑入としてあがっているんですけれども、これは、当町以外の方を打ったときの費用ということでいいのかどうか。まずこれに対するの答弁を求めます。

もう一点なんですけれども、歳出の10ページ、これ、予防接種事業ということで857万3,000円計上されているんですけれども、これは、最初の課長の説明では、抗体検査の委託費ということで説明されたと思うんですが、この事業委託料と検査等委託料の分については△で計上されているんですけれども、委託費としてはこれは△になっているんですけれども、これを見ると、職員手当のほうがあがっているんですけれども、抗体検査の委託費という説明があったんですけれども、その点について間違いはないのか、答弁を2点求めます。

以上です。

瀧本攻議長

中野律福祉保健課副参事。

中野律福祉保健課副参事

お答えいたします。

歳入の新型コロナワクチン接種費（住所地外接種）160万円につきましては、議員さんおっしゃられたように、紀北町に住所のない方が紀北町でワクチンを接種した方に対して、歳入として入ってくる分でございます。

続きまして、歳出の10ページでございます。

委託料の検査委託料で、委託料で補正予算としましては△の139万4,000円となっておりますが、中身、検査等委託料76万4,000円の減額となっておりますが、こちら、中身が抗体検査委託料としまして増額314万8,000円計上してございます。

ただ、同じく検査委託料で当初予算で計上しておりました予防接種委託料につきまして、実績見込みで391万2,000円減額をしておりますので、検査等委託料としましては76万4,000円の減額となっております。当初の説明ありましたとおり、抗体検査の委託料は計上させていただきます。

以上でございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

すみません。分かりました。

1点、ちょっと歳入のところの160万円の件なんですけれども、これは紀北町以外の方をこちらで打ったということなんですけれども、例えば、ワクチン供給量というには、例えば、紀北町にあるのが数量が決まっていると思うんですけれども、町外の方を打つことによって、ワクチン供給量の分に問題は出てこなかったのか、こないのか、その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

中野律福祉保健課副参事。

中野律福祉保健課副参事

お答えいたします。

確かにこの分、ほかの市町の方が紀北町で接種をされたからといって、特別にプラスでワクチンが入ってくるわけではございません。

ただ、反対に、紀北町の方も職域接種などで他市町で接種をされておる方もいます。厳密に今、どっちがどれだけ多かったかということは、私、今、把握はしていないんですけれども、大きな影響はなかったと考えます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

11ページと12ページですね、11ページは農地費で農地防災事業で新たに出垣内で県の工事というんですか、共同の工事なのか、そういう説明だったと思うんですけれども、どうい

こと、当初になく、補正予算で急なことだと思えるんですけども、詳しい説明をお願いしたいのと、同じなんですけれども、事業債、海野の漁港管理事業が、これも地方債で3,200万円、どういう工事、緊急に工事が必要だったのか、お伺いします。

瀧本攻議長

岩見建志農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

ご質問のほうにお答えさせていただきます。

11ページの農林水産費、農地費なんですけれども、農地防災事業の2,850万円に関しましては、出垣内排水機場の更新工事でございます。出垣内排水機場は昭和60年に建設されておりました、設備の経年劣化が見られます。特にエンジン部分については、部品等の生産が終了しております、故障した場合、対応がかなり懸念されているところであります。

既存の補助事業では、これまで採択要件を満たしておりませんでした、出垣内排水機場。ですけれども、三重県に令和元年度、知事との1対1対談で採択できるような事業がないかということで要望してまいりましたところ、令和3年4月に、県単排水施設整備事業が新たに創設されました。これは、県が事業主体で行う事業でございます、事業費に対して県が85%負担、町が15%負担して実施するものでございます。

ですので、今回、事業費としまして1億9,000万円の事業費、そのうちの15%の2,850万円を今回計上させていただきました。

続きまして、12ページの漁港管理事業の3,211万円なんですけれども、これは、海野浦漁港宮前川口門の設置工事に際しまして、今回、仮設工事が必要というふうなことになりました、仮設工事を実施するに当たっての工事費を計上させていただきました。

これは、口門本体は昨年度事業着手いたしまして、もう既に今年度4月に完成はしておりますけれども、設置する前に仮設工事が必要というふうなことになりました、今回補正で要求させていただきました。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

海野のことはよく分かりました。

もう一つの防災、出垣内の県との新しい事業で町の負担が少なくてできるというのも進歩

だと思えますけれども、これ、通りまして工期はどうなりますか。いつ頃を予定しているのか、お伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

工期は繰越しになると思います。こういう事業というのは、渇水期のときにやらなきゃいけないんで、繰越しは1年間オッケーということになります。

それと、なぜ手を挙げたかといいますと、ちょっと経緯をお話しさせていただきたいなと思ひまして、この経緯につきましては、もう4、5年前から湛水防除の施設の老朽化が当町ではあって、汐見と汐ノ津呂が湛水防除以外なんですけれども、ほかがみんな湛水防除です。適正化事業で修繕をずっと重ねてきました。

そういう中で、湛水防除が適正な補助金、それから起債、そういったものが全くない状態です。ないというのは、非農地率、そういう農地率の問題なんですけれども、宅地化して、その湛水防除、土地改良事業に合わないということで、そういうものがありませんでした。町村会を通じて国や県に要望してまいりまして、ずっと続けてまいりました。

その中で、緊急対策事業債というのが4億円から8億円にさせていただきました。この県の県単事業は金額が低いんです。そういう中で、今度、エンジンのポンプの部分を変えるんですけれども、そういったものを我々がずっと、もちろんうちだけではないんですが、そういう中で、県が、先ほど申し上げた4月に要綱をつくっていただいて、わざわざ補助とか湛水防除事業では対応できないところにやりますよという事業をつくっていただきました。

我々は3年も4年も5年も前から県に要望していたんで、県のほうに要望が通ったというような感じですので、そういう意味では、2億円からの事業を15%のことでしていただける。我々は、基本的な汐ノ津呂、もしくはこういった排水機場もそうなんです、台風が大型化しています。線状降水帯など豪雨がありますので、そこは継続的に改修していかなければいけないという考えがありますので、この県単事業が、我々が要望していたので我々だけのところなのか、ずっとほかもあるのか分かりませんし、何年続くか分かりませんが、これを要望続けて、より安全なまちづくりをやっていこうということで、今、県のほうがこういうのをわざわざつくっていただいたということは大変ありがたいなと思っております、その第1号が紀北町というようなことでございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方は。

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

6款・3目の3節、13ページです、観光費なんですけれども、説明の中では、種まき権兵衛の里と木津の駐車場の管理に要したものの、職員が出ていただいておった話だと思っておりますけれども、これのちょっと詳細をお願いしたいと思います。もともと一般公募で町民の方にやっていたところ、当初の中にもその部分は予算も入っていたと思うのと、一般の方も数名これに関わっていただいておったと思うんですけれども、その時間の、どういうふうな形で計算されているのかということをお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

玉津裕一商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

今年の7月からということなんですけれども、有料駐車場、権兵衛の里駐車場と魚飛溪駐車場ということで開設させていただきました。

今回、徴収員ということで、職員の時間外手当、管理職手当ということで予算計上させていただいておりますけれども、議員お話しされましたように、やはり地元の方にまずお声がけさせていただきまして、残念ながら確保できなかったということがございます。次に、社会福祉協議会、シルバー人材の方にもお願いいたしました。さらに、権兵衛の里のずんべら亭の方にお声がけしたということで、結果、人数的には少人数ということで、役場職員を配置させていただきました。

時間外手当ということでございますけれども、基本、ちょっと待ってくださいね、権兵衛の里駐車場ですけれども、8時から夕方の18時、午後6時ということで、朝の最初の部分、7時半から8時半まで、夕方の6時から7時ないし8時まで、魚飛溪駐車場のほうですけれども、8時開設ということですので、朝の7時半から8時半まで、夕方は4時までということで、夕方は特に遅かった人とか出なかった人とかも考えておりますけれども、そういったことで平日は対応させていただきます。

次に、土日祝日というのになりますと、基本的に朝の7時半から夕方7時、8時まで見ました。魚飛溪も同じように朝の7時半から見まして、夕方は7時ぐらいまでということで見まして積算したところでございます。

以上でございます。

また足りなかったらよろしく。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

答弁いただいたんですけれども、ずんべら亭の方にも協力してもらってというところで、そちらの方にもどれぐらい時間出してもらったのかちょっと分からないんですけれども、それは既存の予算の中でお支払いするという、この場合は既存の予算なので、お支払いしているのですかね。

それと、職員の出た時間なんですけれども、ざっくり時間対応と言ってもらったんですけれども、その合計が多分3,786時間ぐらいなのかなと思うんですけれども、それに関して詳細って分からないのですかね。

瀧本攻議長

玉津裕一商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

まず、ずんべら亭の関係の人にお願ひしたのは既存の予算でございます。

続きまして、職員の関係なんですけれども、合計額、398万4,000円ということで計上させていただいておりますけれども、今年は特に夏の長雨とかコロナ対策ということで、今、積算しておりますけれども、実際、閉鎖ということもありますので、ちょっと少ない、結果的に少なかったということで把握しております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

ずんべら亭の方に関しては既存の予算ということで、多分ちょっと覚えが薄いんですけれども、時間900円ぐらいになるんじゃないかというふうに聞いておったんですけれども、職員の場合も同じような形で計算されているのかというところ、これは3回目なので、というところと、職員に関してはまだ支払いができていないのか、既存の予算の中で流用されたのかというところでお聞きします。

瀧本攻議長

玉津裕一商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

まず最初のずんべら亭の方なんですけれども、シルバー人材の方と社協、一緒の単価という
ことで積算させていただいております。

職員につきましては、職員の時間外の単価ということで計算させていただいております。

シルバー人材の単価は900円ということでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

1時間たちましたもので、2時15分まで休憩といたします。

(午後 2時 00分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

(午後 2時 15分)

瀧本攻議長

先ほど、奥村仁君からの賃金のあれがありましたのですけれども、課長のほうからお手元
に配付したとおりでございます。

なお、近澤チヅル議員から質問があつて、直江仁税務課長が答弁できなかった点について、
答弁するというので、答弁を許します。

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

どうもすみませんでした。先ほど近澤議員の質疑に対して、ちょっと後ほどというところ
で答えさせてもらったんですけれども、支店があつた市町での申請等も、親会社、本店等が
ありますので、できるということよろしいでしょうか。

以上です。

瀧本攻議長

それでは、日程第11の第60号についての質疑される方はほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第12

瀧本攻議長

それでは、日程第12 議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

瀧本攻議長

次に、日程第15 議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

瀧本攻議長

次に、日程第16 認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず歳入全般について質疑を行います。

歳出については、33ページの1款・議会費から66ページの6款・商工費までと65ページ、

7款・土木費から93ページの財産に関する調書まで、3分割を行います。

それでは、歳入の13ページから22ページまでの全般についての質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出の33ページ、1款・議会費から66ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、65ページの7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 認定第2号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

瀧本攻議長

次に、日程第18 認定第3号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

瀧本攻議長

次に、日程第19 認定第4号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第20

瀧本攻議長

次に、日程第20 認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

日程第21及び日程第22

瀧本攻議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第21、日程第22の2件の報告については、提案理由並びに内容説明のため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきましてご説明を申し上げます。

報告第3号 令和2年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第4号 令和2年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第3号についての内容の説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、報告第3号について説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

報告第3号 令和2年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、健全化法第3条第1項の地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うとする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとなっております。

22ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計が全て黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては6.5%で、前年度の6.3%と比べ0.2%増加しておりますが、参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べ、低い数値となっております。主な要因といたしましては、元金償還額の増加によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが20.5%で、前年度の19.9%と比べまして0.6%増加しておりますが、参考に記載しております早期健全化基準の350%は大きく下回っております。

主な要因といたしましては、地方債残高の増加によるものでございます。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回るものではなく、財政の健全性は確保されたものとなっております。

なお、23ページ、24ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、報告第4号についての内容の説明を求めます。

中村吉伸水道課長。

中村吉伸水道課長

報告第4号 令和2年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

報告第4号 令和2年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和3年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

26ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましては、資金不足は発生しておりません。

27ページからは監査委員の意見書をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

日程第21

瀧本攻議長

日程第21 報告第3号 令和2年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第22

瀧本攻議長

次に日程第22 報告第4号 令和2年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで、2件の報告案件についての質疑を終了し、聞き置くことといたします。

以上で、今回提案されました案件についての質疑は全て終了しました。

日程第23

瀧本攻議長

次に、日程第23 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願4件を受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

上野隆志事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

令和3年9月紀北町議会定例会請願文書表

令和3年9月7日

請願第1号 令和3年8月23日受理

義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

請願の要旨 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者の住所及び氏名 三重県北牟婁郡紀北町相賀379番地1 三重県教職員組合紀北支部支部長 森康氏、三重県北牟婁郡紀北町相賀368番地3 三重県紀北町校長会会長 中場徹氏、三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1 紀北町PTA連絡協議会会長 衣川司氏、紹介議員 岡村哲雄議員、田島明良議員、宮地忍議員

付託委員会は教育民生常任委員会でございます。

次に、請願第2号 令和3年8月23日受理

件名 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会は同上でございます。

次に、請願第3号 令和3年8月23日受理

件名 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願の要旨 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会は同上でございます。

次に、請願第4号 令和3年8月23日受理

件名 防災対策の充実を求める請願書

請願の要旨 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災

対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会は同上でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

以上で、請願案件の説明は終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

ここで、決算特別委員会設置の追加議案を提出するため、自席で暫時休憩してください。

(午後 2時 33分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 34分)

日程の追加

瀧本攻議長

お諮りいたします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については日程に追加し、別紙追加日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

瀧本攻議長

追加日程第1 発議第3号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。
お諮りいたします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査の期限については審査が終了するまで、閉会中もなお審査を行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査に当たっては、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査期限については審査が終了するまで、閉会中もなお審査を行うことに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。
お諮りします。

決算特別委員会の委員に、3番 柴田洋巳君、4番 岡村哲雄君、6番 原隆伸君、8番 樋口泰生君、11番 近澤チヅル君、15番 平野隆久君の6名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会は、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定いたします。

決算特別委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行うことにしたいと思います。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

瀧本攻議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩いたします。2時50分まで休憩いたします。

(午後 2時 38分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午後 2時 50分)

瀧本攻議長

決算特別委員会の互選結果についてご報告申し上げます。

決算特別委員長に平野隆久君、副委員長に樋口泰生君が就任されました。決算審査に当たってはよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

ここで、委員会付託表を配付するため、自席で暫時休憩してください。

(午後 2時 50分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 52分)

委員会付託

瀧本攻議長

配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

瀧本攻議長

これで、本日の日程は全て終了しました。

なお、付託案件の審査については、明日 8 日は総務産業常任委員会、9 日は教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも 9 時 30 分からの開催となります。委員会の運営については、各委員長において取り計らっていただくようお願いいたします。

瀧本攻議長

これで本日の会議を閉じます。

(午後 2 時 53 分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 9月 24日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 奥村 仁